

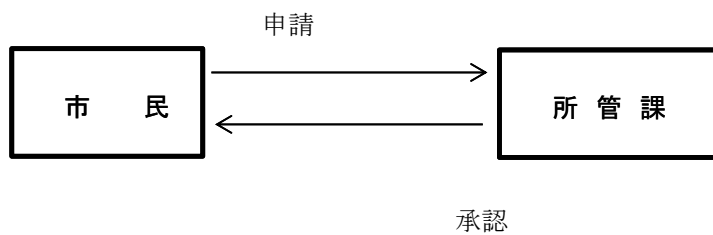
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 110

| | | |
|------------|---|-----|
| 処 分 名 | 保険料の徴収猶予 | |
| 処 分 の 概 要 | 保険料の徴収猶予の要件に該当し、納付すべき保険料を納付することができな と認められる場合、保険料徴収猶予申請に基づき保険料の徴収を猶予する。 | |
| 根 拠 法 令 名 | 松山市介護保険条例(平成12年条例第28号) | |
| 条 項 | 第10条第1項 | |
| 所 管 課 | 介護保険課 | |
| 経由機関での処理期間 | なし | |
| 所管課での処理期間 | 未設定 | |
| 標準処理期間 | 計 | 未設定 |
| 判断基準 | 松山市介護保険条例第10条第1項各号に該当し、必要があると認められること。 | |
| 【根拠法令等】 | <p>松山市介護保険条例(保険料の徴収猶予)</p> <p>第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、保険料の納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限って徴収猶予することができる。</p> <p>(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。</p> <p>(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。</p> <p>(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。</p> <p>(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、特別の理由があること。</p> <p>2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所</p> <p>(2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月</p> <p>(3) 徴収猶予を必要とする理由</p> | |

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。